

# 特 定 非 営 利 活 動 法 人 趣 都 金 澤 定 款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 趣都金澤 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市下本多町6番丁40の1に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「日本一趣深い都市一趣都・金澤の実現」をキーワードに、金沢の強みである「文化」を機軸とした市民主導のまちづくり事業や、提言の発信及び国内外の文化経済都市の研究を通し、金沢市及びその周辺の地域のまちづくりの推進や人材育成及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 金沢及びその周辺地域の活性化を図るイベント開催事業
- (2) 政策提言策定事業
- (3) 青少年教育事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下

「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、大学・専門学校等の学校に在学中のもの
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び法人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは速やかに、理由を付した書面で本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、この法人の定款又は細則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

#### 第4章 役員、職員及び顧問